

富士見町広報広告掲載取扱要領

平成 24 年 3 月 6 日  
富士見町告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士見町広告掲載要綱(平成 年富士見町告示第 号、以下「要綱」)の規定に基づき、広報ふじみ及び町のホームページ(以下「広報等」)に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第 2 条 広報等に掲載する広告は、要綱に規定するもののほか、広報等の公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第 3 条 広報等への広告掲載の優先順位は、次の表のとおりとする。

順位	区分
1	国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
2	町内の学校法人及び各種市民団体
3	企業のうち公共性の高いもの
4	町内に事業所等を有するもの
5	1 から 4 までのいずれにも該当しないもの

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告の掲載位置は、広報ふじみにあっては表紙以外の下枠、町のホームページにあっては町民のページ、トップページ下段を原則とする。

(広告料)

第 5 条 広告料は、別表のとおりとする。

(広告料の納入)

第 6 条 広告主は、請求のあった日から町長の指定する期日までに広告料を全額納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第 7 条 広告の内容、デザイン等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

広告媒体	単位等	広告料
広報ふじみ	下 1 段(縦 50 ミリメートル、横 175 ミリメートル)	1 回 5,000 円
町のホームページ (町民のページ)	トップページ(縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル)	月額 5,000 円